

## 積算誤りによる工事請負契約の解除について

令和4年5月18日  
八戸市財政部契約検査課

八戸市発注の下記工事において、積算単価の設定に誤りがあり、設計額が過小であったことが判明しました。

本来の積算では、受注者の入札額は最低制限価格未満で失格となり、落札者とならないものであったことから、入札の公平性、公正性の観点により、契約締結に当たり手続き上の重大な誤りがあったと認められるため、当該工事の契約解除を行いました。

今後、このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を徹底してまいります。

### 1. 工事請負契約の概要

工事名	令和3年度道路建設課工事第45号 正法寺下長線道路改良工事（その2）
工事場所	八戸市大字尻内町地内
工事内容	施工延長 L=70.3m 施工幅員 W=1.9~2.8m 擁壁工、排水構造物工、舗装工、防護柵工、構造物撤去工、仮設工
工期	令和4年3月24日~令和4年10月31日
請負額	18,637,300円（税込）
開札日	令和4年3月11日
契約締結日	令和4年3月23日

### 2. 積算誤りの内容

防護柵工、構造物撤去工の積算単価に誤りがあったもの。

発注時予定価格	19,300,000円
発注時最低制限価格	16,943,000円（受注者入札額）
正規予定価格	19,380,000円（+80,000円）
正規最低制限価格	17,013,000円（+70,000円）

### 3. 契約の解除

解除日 令和4年5月13日

### 4. 再発防止

今後はチェック体制をより一層充実させるとともに、職員の積算能力の向上を図り、適切な事務処理手続きを徹底してまいります。